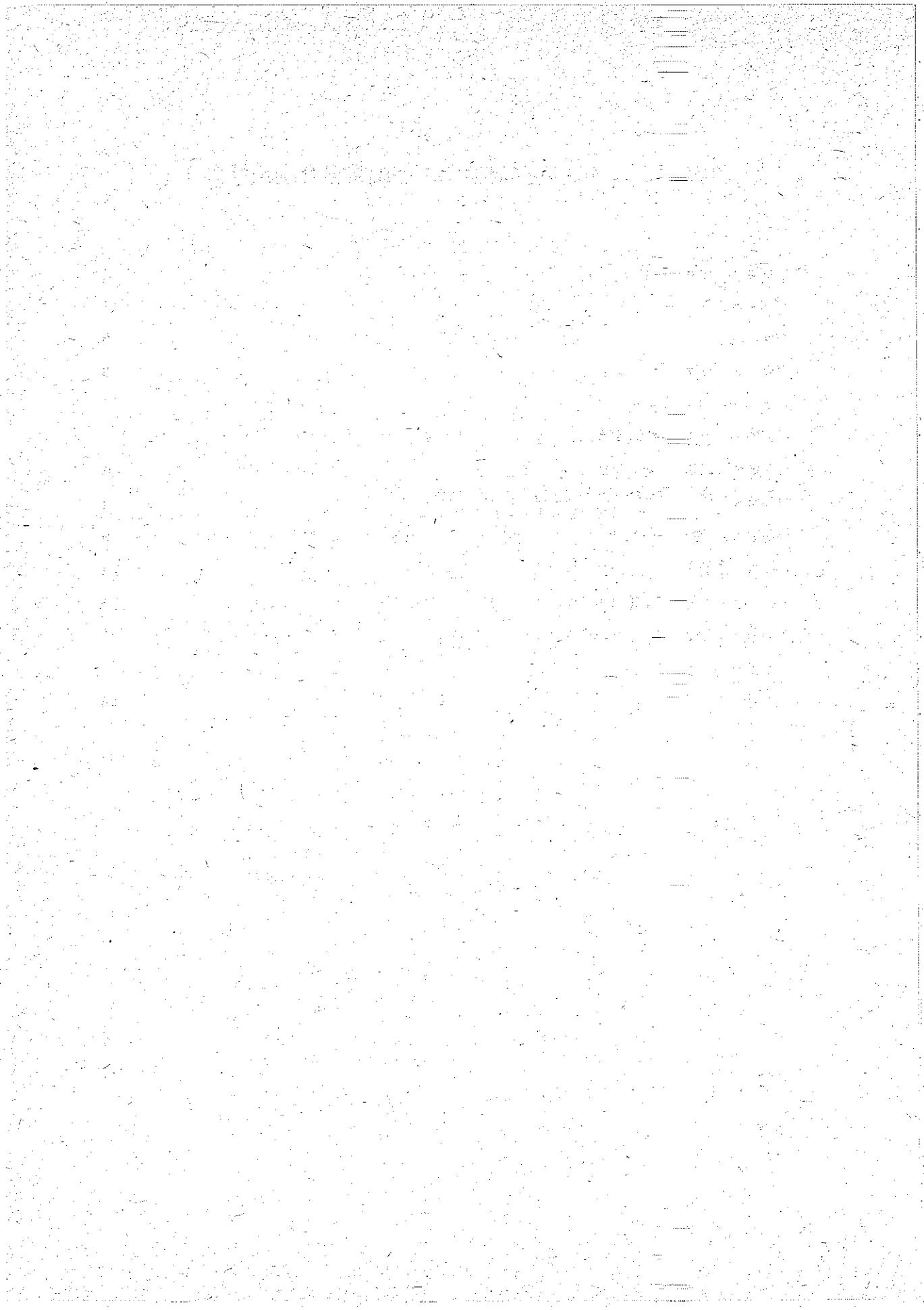


昭和61年2月14日開会
昭和61年2月14日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



第一日



昭和61年2月14日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	成田秀益君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝渕博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助役	長	池田忠雄	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	田生向	稔洋也
助役	役	坂口禮之助	同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱	井川鉄清	臣也
助役	役	中塚白	福祉事務所長	中大達	一郎
市長公室長	長	杉本弘文	福祉事務所次長	大野清	好美
市長公室理事長	長	神藤恒治	産業部長	上木一	助之
市長公室企画室長	長	稻田順三	産業部次長	木中好	隆介
市長公室次長兼事務取扱	長	森利治	市民生活部長	青原美	実行
秘書課長	長	井阪和充	市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱	浅堀宏	琢磨
総務部長	長	麻生塚義之	建設部長	井子崎	
総務部理事長	大	大坂和孝	建設部次長	浅堀宏	
財政課長	阪	豊塚光夫	建設部次長兼下水道課長事務取扱	山崎琢	
同和対策部長	橋本昭夫				

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記十 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 事幹長 事參主係 野原中谷敦茂 茂士佐 雄隆保

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和61年和泉市議会第1回臨時会議事日程

(2月14日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	(昭和60年) 認定第 3号	昭和59年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
4	(昭和59年) 請願第 4号	不燃物及び粗大ゴミ回収についての請願 (厚生病院委員長報告)	
5	議案第 1号	収入役の選任について	
6	質問第 1号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求める ことについて	

(午前10時10分開議)

○ 議長(田中包治君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ
多数御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。現在、24名でございます。

○ 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しております
ので、これより昭和61年第1回臨時会を開催いたします。

○

○ 議長(田中包治君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・
配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○ 議長(田中包治君) この際、市長のごあいさつを受けます。

(市長登壇、あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 本日、ここに昭和61年和泉市議会第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただき、
ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本議会に御提案を申し上げます議案は、「収入役の選任について」と諮問1件でございます。
議案の内容につきましては別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、先般の議会で御認定をお願い申し上げ、決算審査特別委員会で御審査をいただいてまいりました昭和59年度歳入歳出決算認定につきまして、本日、決算審査特別委員長さんから御報告がございますが、何とぞ御認定を相賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本件については、会議規則第103条の規定に基づき、22番・西口秀光君、23番・柳瀬美樹君、25番・大谷昌幸君、以上3名を指名いたします。

○ 議長（田中包治君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時議会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日1日と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本臨時議会の会期は、本日1日と決定いたします。

○ 議長（田中包治君） 次に、日程第3「昭和59年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については、昨年12月第4回定例市議会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を柳瀬委員長にお願いいたします。

（決算審査特別委員長登壇、報告）

○ 決算審査特別委員長（柳瀬美樹君） 昭和60年12月開会の御4回定例市議会におきまして、昭和59年度一般会計並びに特別会計決算認定についてが上程され、その審査を決算審査委員会に付託となり、慎重に審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る1月27日、委員会を招集し、各会計の説明は提案の際終わっていることから、一般会計歳出より款を追って直ちに審査に入りました。

なお、報告の内容については、重点的かつ要点のみにとどめますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議会費と総務費の審査に入り、同和関連経費全般についての質問に対しては、歳出総額に占める総経費並びに建設事業経費等、主なものについて内容の説明がありました。

また、池田下町コミュニティセンター助成金についての質問があり、内容等の説明がありましたが、助成方法等管理面も含め今後の対応について、市としての一定の方針を出すよう要望がありました。

同和更生資金についての質問に対しては、貸付及び償還件数並びにそれぞれの額についての答弁がありましたが、今後、未償還金についての調査を十分行い、早急に整理を行りよう要望がありました。

また現在、コンピューターが導入されているが、59年度と比較して移行後はどれだけの経費が削減されているのか、との質問があり、59年度全体では6,200万円余の委託費の支出があったが、その関係業務が現在、コンピューター処理されている、との答弁がありました。

泉大津市和泉市行政境界適正化協議会の現状については、59年度においても両市間で十数回の協議を行い、境界適正化に向け精力的に取り組んでいるが、一定の合意に達することができず、今後とも引き続き鋭意努力をし、その解決に全力を傾注していく、との答弁がありました。

また、納税貯蓄組合補助金と国民年金保険料納付組合補助金について、補助金交付の方法について若干相違があるが、その取り扱い方法について検討するよう、との要望がありました。

次に民生費から労働費では、共同浴場の運営費の総額についての質問があり、59年度は3浴場合合わせて約4,980万円である、との答弁がありました。

また、同和地区保健増進事業補助金の内容と交付先は、地区住民の健康増進、保健衛生思想の普及が目的であり、和泉診療所に対して補助しているものである、との答弁がありました。

民間保育所について、光明台地区では現在、待機児がいるが、保育園の建設計画はどうなっているのか、との質問があり、現在、建設計画を持っているが、建設場所及び国の補助等の問題もあり、今後、前向きに検討を進めていく、との答弁がありました。

次に、農林水産業費から消防費では、雇用対策の求人キャラバンについて、もう少し実際に即した方法がとれないのか、という質問に対し、現在では、産業構造等情勢が変化してきていくので実際に即するよう検討したい、との答弁がありました。

また、池上下宮線の買収状況と現状はどうか、との質問に対しては、第2阪和と岸南線の間でいまだ30%の買収状況であるとのことから、この道路については、早急に何らかの措置を行うよう要望がありました。

次に、教育費から予備費では、埋蔵文化財の発掘物の保存管理についての質問があり、本市

の埋蔵文化財は広域にわたっており、発掘物も膨大である現在では、遺跡調査会の収納庫で分類、保存している、との答弁がありました。

また、公民館活動については、年次的に計画を立て、おののおの地域住民が公民館活動ができるような1つの施策を早急に実施するよう意見がありました。

諸支出金の福祉基金積立金については、59年度から新たに積み立てしたものであるので、活動としては行っておらず、今後、公共施設、美術館運営等と同様に管理していく、旨の答弁があり、歳出を終わりました。

引き続いて、歳入を一括して審査いたしました。

まず、59年度決算では7,000万円の黒字であり、その要因の1つは、大幅な市税の伸びでもある。市税増収によって黒字財政に転じてきているが、その市税の還元の意味も含み、財政悪化時に削減してきた各種団体の補助金の見直しの必要がある。そのためにも十分な配慮が必要である、との意見がありました。

また、交付税が前年度に比べ2億6,000万円減っていると、保健センターの起債制限等これらの穴埋めの対応はどうしたか、との質問があり、交付税については主に財産収入を充て、起債制限の分については、基金からの繰り入れをもって対処した、との答弁がありました。

開発指導要綱による寄附金の増加の理由については、59年度は2,105戸分、14億7,100万円であり、市新跡地を含めマンション建設が相当あった、との答弁がありました。

なお、以上のはか、歳入歳出にわたり数十点の質疑、要望、意見等もあり、一般会計決算の審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決した次第であります。

引き続いて、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

保険料の伸びと収入未済額の今後の推移はどうなっていくのか、との質問があり、保険料は前年と比べ額で8,095万円、率では4.2%伸びている。収入未済額は現年度分の徴収率とも関係するが、前年度の収入未済額が加えられるため増加している、旨の答弁がありました。これに対し、収入未済額の増加は、保険料の負担が大きいのも要因の1つであるので、今後、対策等を十分立てるよう意見があり、審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、老人保健事業特別会計については、対象人数と一般会計繰入金の積算基礎はどうなっているのか、との質問があり、人数は6,329人で、積算方法は、歳出総額の5%を市より繰

り入れしている、との答弁がありました。

これに対し、一部負担金の改正の動きもすでにある中でこれらに反対する、旨の意見があり、審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については別に質疑がなく、本決算を認定するについてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計についても質疑がなく、本決算を認定するについてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計についても質疑がなく、本決算を認定するについてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（田中包治君） ただいま決算委員長より詳細な審議の経過並びに結果の報告がありました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、討論に入ります。反対の方からお願ひいたします。

○ 16番（天堀 博君） ただいま決算委員長の報告がございましたが、私ども共産党議員団として、それぞれの会計1つ1つについて賛成、反対の意見を申し上げたいと思います。

まず、一般会計でありますが、昭和59年度は、池田市長が3期目になりまして初めての予算であります。コスモポリス構想あるいは公共施設管理公社の発足、こういうふうなもので本格的に大企業優先といいますか、そういうものの開発を中心にして、公共施設の管理の民営化で市民サービスを切り捨てる、こういうものに取り組もうとする姿勢が示された年でもあります。

決算では、いまの自民党政権の厳しい交付税の削減等が行われましたが、その中でも約7,000万円の黒字を一般会計で出しております。しかし、その中身を見ますと、市税収入をできるだけふやすことや、あるいはその他の公共料金、使用料金などの値上げによる市民を犠牲にした内容になっておるわけであります。さらには、30億円を超える公共施設整備基金を取り崩しまして、当面のやりくり終始するという見通しのない財政運営をしてきたのも昭和59年度の

予算あるいは決算でございました。

また、同和行政でありますが、従来同様、市長は市政担当以来、市民や議会の方からの強い批判もあったにもかかわりませず、相変わらず解説べったり、眞の部落解放につながらない同和行政を行ってきてる中身が、この決算審査の中でも明らかになりました。支部助成金、その他窓口一本化の問題など、全く自主性のない状況であります。こういう不公正ぶりを許してはならないと考えるわけであります。

市長が地方自治を守り、12万市民が主人公の眞に住みよい町づくりを行うための非常に重要な時期に和泉市がきているわけでありますが、自民党の悪政に対決すべき信念あるいは自治体の長として、地方自治を守っていく気持ちが本当に示されているとは思えない決算であります。よって、昭和59年度の和泉市一般会計の決算については反対をいたします。

国保会計でありますが、市長が定めるということにしております減免規定であります、いまだに公表されておりません。さらに、正式な減免規定を制定すべきであるとも主張しているところでありますが、これも実現されていないわけであります。さらには、他の近隣市町に比べましても、一般会計からの繰入金も少ない状態であります。加入者の負担も大きくなっているのが現状であります。こういう点から見ましても、国保会計についても反対をいたします。

老人保健会計でありますが、この会計の中身自体というか、そのことについての問題は別としまして、基本的な性格といたしまして、この老人保健法に基づきます老人医療の有料化あるいは社会保険制度全般に対する改悪につながる突破口として出されてきた法律に基づく会計であります。一部負担導入に伴う種々の問題点等を考え合わせまして、これにつきましても反対をいたします。

他の公共用地先行取得事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計、公共下水道事業特別会計につきましては賛成をいたすところであります、委員長報告は一括でありますので、委員長報告に反対を表明いたします。

○ 議長（田中包治君） 次に賛成の方、お願ひいたします。

○ 27番（金谷 衛君） 私は、昭和59年度和泉市一般会計及び和泉市国民健康保険事業特別会計を初めとする5特別会計決算の認定に当たりまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、一般会計についてであります。本年は、減税措置による地方税の伸びの低下、また、地方交付税の前年度に引き続く減額等、非常に厳しい状況のもとであったことと思われます。

このような現状の中、教育施設や都市基盤施設の整備充実に努められる一方、経費節減に努力

され、限られた財源の中で単年度収支にあっては昭和53年度来の赤字となつたものの、実質5,067万円の黒字を計上してきたことは高く評価できるものであります。今後、国庫補助金の削減等厳しい財政環境が予想され、加えて本市の財政基盤は脆弱な体質であるため、今後の財政運営に当たっては、財源の拡充強化とその獲得に向かって努力されるとともに、経費の抑制と財政構造の改善を図りながら、健全な財政運営を目指されるよう期待いたしますものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計については、年々増高する医療費に対し財政援助を国に強く要望し、健全な運営を維持できるように要望するものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計については、計画事業達成のため目的に向かって隨時遂行しているものと評価いたし、今後も鋭意努力されることを期待するものであります。

以上、各会計について意見を申し上げ、本件決算認定について賛成の意を表明するものであります。

○議長（田中包治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本決算認定については、委員長報告はいずれも決算認定を可とするものであります。よって、委員長報告どおり決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。賛成多数であります。よって、昭和59年度和泉市歳入歳出決算は委員長報告どおり認定されました。委員の皆さんには御審議、まことに御苦労でございました。

○議長（田中包治君） 次に、日程第4「不燃物及び粗大ゴミ回収についての請願」を議題といたします。

本件につきましては、去る59年12月第4回定期例会において所管の委員会に付託され、その後、閉会中も慎重御審査をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を松尾厚生病院委員長から報告をお願いいたします。

（厚生病院委員長登壇、報告）

○厚生病院委員長（松尾孝明君） 昭和59年12月12日開会の第4回定期例会において、委員会付託とされました「不燃物及び粗大ゴミ回収についての請願」について、昭和60年2月28日、本年1月28日の2回にわたり委員会を開催し、審査いたしました経過並びに結果の概要について御報告申し上げます。

まず、第1回目の委員会におきまして、ゴミの収集についてのお願いということで、ゴミの

出し方、分け方等につきましてパンフを配布し協力を願い、不燃性ゴミについて約40日に1回、市直営で収集を行っているところであるが、請願の趣旨並びに近隣他市の状況等も踏まえ、本市においても10日の短縮を図り、基本的に30日に1回の収集が行えるよう検討を進めてまいりたい。また、粗大ゴミの収集につきましては、制度的に見ますと、排出者の自己負担による有料収集となっておりますが、現実には、不燃ゴミ収集ステーションに多くの粗大ゴミが持ち込まれており、これを取り残したときの苦情とか住民への迷惑等考えまして、現状、やむなく収集しているのが実情でございます。今後、制度の改善等も考慮し、鋭意検討するとの報告がありました。

次に、質疑の内容は、まず、パンフ等で周知の、市が収集しない粗大ゴミについても現実的に収集しているが、これらをどのように取り扱うのか。また、年度末に4名の退職者がいるという中で、40日に1回を30日に1回と検討するということであるが、職員の配置問題等も含めてどのように考えているのか。また、いつごろから実施していくのか、との問い合わせがあり、粗大ゴミが山積されておりまして、これを取り残して生じる苦情とか、住民の迷惑等を考えましてやむなく収集しているのが実態であり、今回の30日に1回の不燃性ゴミの収集の計画と合わせまして検討していきたい。

また、職員の退職等とも合わせていろいろ問題等がございますが、これらも30日に1回の計画の中で、一部委託をもって解消していくというのが基本的な考え方でございます。また、実施については、6カ月以内に早期に結論を出し実施に踏み切りたいと考えている、旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、なお、引き続いて継続審査と決しました。

次に、第2回目の委員会におきましては業務変更案が出され、その内容によりますと、不燃物の収集日程について、現行約40日に1回を30日に1回の収集とすることとし、また、粗大ゴミにつきましては検討いたしましたが、従来どおり有料収集といたしたい。また、収集及び形態についても従来どおり、市直営によるステーション収集を継続したい。そして、実施については、本年4月1日から全市域で実施したい、旨の報告がありました。

また、質疑の内容につきましては、粗大ゴミの無料収集については実施を見送る、となつてはいるが、実際の現状というのが、粗大ゴミを放置しておれば困るから収集している。だから、今後も無料で収集すべきである、との問い合わせに対し、現在、不燃性ゴミのステーションの場合、約70%ぐらいの燃えるゴミが出るわけですが、町長さん等からの御要望により市の方ですべて収集しているのが現状である。これらをすべて無料ということになりますと、より一層粗大ゴミがふえることが一番懸念しているわけでございまして、現在、市民に周知のビラを作成

しその中で周知徹底を図り、御理解を求めるべく努めてまいりたい、との答弁がありました。

次に、当面30日に1回市で収集するというこの努力、非常に請願の趣旨に沿って結構だと思いますので、ぜひこの請願の採択をお願いしたい、という意見があり、以上で審査を終わりました。

続いて、本請願の取り扱いについてお諮りいたしましたところ、別に異議なく本件を採択し、次期議会に報告することに決したところであります。

以上で当厚生病院委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○ 議長（田中包治君） ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。本件を厚生病院委員長報告どおり採択するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、（昭和59年）請願第4号は委員長報告どおり採択することに決しました。委員の皆さんには慎重御審議、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 次に、日程第5号「収入役の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第1号

収入役の選任について

次の者を収入役に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第7項において準用する同法第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和61年2月14日提出

和泉市長 池田忠雄

住所

氏名

生年月日

職業

議案第1号参考資料

〔I〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋
(副知事及び助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(出納長・副出納長・収入役及び副収入役)

第16.8条 略

2. 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3～5 略

6. 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7. 第141条（長の兼職の禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第159条（事務引継）、第162条（副知事及び助役の選任）、第163条本文（副知事及び助役の任期）及び第164条（副知事及び助役の欠格事由）の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8.9 略

〔II〕 前任者の任期満了日

氏名	任期満了日
中塚 白	昭和61年2月23日

○ 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第1号「収入役の選任について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

現収入役中塚 白氏の任期が、来る2月23日をもちまして任期満了と相なりますので、三度、同氏を収入役に選任するにつきまして、議会の御同意を賜りたく御提案申し上げる次第でございます。

中塚 白氏の経歴等につきましては、議員皆様方には御承知のとおりでございまして、いまさら私から委細申し上げるまでもございませんが、氏は昭和23年、旧南松尾村役場に就職せられ、以来30年の長きにわたり和泉市職員として勤められ、この間、建設部長、参与等を歴任いたしまして昭和53年2月、議会の御同意を得まして収入役に選任され、現在に至ってお

ります。住所は、和泉市春木川町257番地。生年月日は、昭和3年2月18日生まれで58歳でございます。

氏は清廉潔白、人格円満な方であり、加えて地方自治行政の経験をもつて豊富であり、収入役として適任者であると存じ、ここに三度、選任をお願いする次第でございます。何とぞ議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第1号を原案どおり同意することに決します。

この際、選任同意を受けました収入役からのあいさつを受けます。

（収入役就任あいさつ）

○ 収入役（中塚 白君） 貴重なお時間を拝借いたしまして、まことに申しわけございません。一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ただいまは収入役の選任に関しまして御同意を賜り、本当にありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。もとより浅学非才の若輩者でございますが、初心に帰りまして職務に精励する所存でございますので、今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○
諮詢第1号

人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて
次の者を人権擁護委員候補者として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和61年2月14日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名	生年月日	住所	職業

詰問第1号参考資料

[I] 人権擁護委員法（昭和24年法律139号）抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2. 略

3. 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下 略）

[II] 前任者の任期満了日

氏名	任期満了日
米田安雄	
井坂巳義	
坂上八重子	昭和61年1月14日
神倉亥佐男	

○ 議長（田中包治君） 日程第6「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて」の提案理由を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として御尽力をいたいただいております米田安雄氏、坂上八重子氏、井坂巳義氏、神倉亥佐男氏の4人々が、昭和61年1月14日をもって任期満了と相なりました。つきましては今般、健康上の御都合で辞任されます米田安雄氏を除く3人々を引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたく存じます。坂上氏は5期15年間、井坂氏は2期6年間、神倉氏は1期3年間、信念と情熱を持って人権思想の普及、高揚と人権擁護活動の推進に努められており、ともに人格高潔であり、豊かな経験と識見の持ち主でございます。

なお、お手元の資料のとおり、坂上八重子氏は大正8年5月19日生まれ、伯太町五丁目28番22号に住まわれ、自営業を営んでおられます。

井坂巳義氏は大正6年10月2日生まれ、伏屋町451番地の1に住まわれ、織維工業関係の会社役員をされておられます。

神倉亥佐男氏は大正12年3月25日生まれ、岡町13番地に住まわれ、南横山小学校長を最後に退職され、現在、農業を営んでおられます。

また、これまで長い間、人権擁護委員として御活躍をいただいてまいりました米田安雄氏は今期の任期満了に際し健康上の御都合で辞任されますので、その後任といたしまして、藤原カネ氏を委員候補者に推薦いたしたく存じます。藤原カネ氏は大正13年12月9日生まれ、黒石町319番地に生まれ、昭和19年に教員として教壇に立たれて以来、41年間の長きにわたり教育者として人間形成に尽力され、南池田小学校長を最後に退職されました。そうした経験から広く社会の実情に通じ、人格識見高く、人権擁護にも御理解のあるお方でございます。

何とぞ満場一致をもって坂上八重子氏、井坂巳義氏、神倉亥佐男氏、藤原カネ氏の4人々を人権擁護委員候補者として推薦することについて御同意を相賜りたくお願ひを申し上げ、提案理由とさせていただきます。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

- 議長（田中包治君） お諮りいたします。本件を推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は原案どおり推薦することに決しました。

-
- 議長（田中包治君） 以上で本臨時議会に付議されました案件は全部修了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しましては、議員皆様方には、公私何かと御多繁の折にもかかわりませず長時間にわたりまして慎重御審議を賜り、御提案申し上げました全議案につきまして、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

なお先ほど、昭和59年度の決算も御認定を相賜りました。まことにありがとうございます。また、収入役の選任も相賜り、本市の執行体制も一層確立をされました。今後、議員皆様方の御期待におこたえすべく、こん身の努力をいたしてまいる所存でございます。何とぞよろしく御支援、御指導を相賜りますようお願いを申し上げますとともに、まだまだ寒さも厳しい折でございます。議員皆様方の御自愛をお祈りいたしまして、はなはだ簡単ではございませんが、御礼のごあいさつとさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(田中包治君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

本臨時議会は、議員皆様方の格別なる御協力をいただきまして諸議案を御可決賜り、かつ御同意の関係議案についても御同意をいただき、まことにありがとうございます。皆様方の御協力によりまして、円滑に議事運営を終了いたすことができましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、本臨時議会で指摘されました事項につきましては十分研究、検討され、その御趣旨に沿われるよう努力していただきたいことを望みます。

寒さ厳しい折からお体に御自愛くださいますようお願いいたしまして、これをもって昭和61年第1回臨時議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時50分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員